

## 令和7年度 第2回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時:令和7年10月16日(木)午後1時30分から午後2時10分まで

場 所:宮城県行政庁舎18階 1802会議室

出席者:審議会委員7人

小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、堀毛裕子、松本文弘、翠川洋、八島定敏

議案等:議事 審議事項

宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案について

### 議事の概要

#### ○司会

これより令和7年度第2回宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の末永よりご挨拶を申し上げます。

#### ○末永部長

本日はお忙しい中、そして、あいにくの天候の中ではございますが、犯罪被害者等支援審議会に御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。日頃から犯罪被害者支援施策に関しましては、皆様から御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本審議会につきましては、前回の会議で令和6年度に行った支援施策の年次報告について御審議いただきました。年次報告につきましては、条例に基づき、9月定例会に報告をさせていただき、公表したところでございます。委員の皆様におかれましては、丁寧に議論を重ねていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

また、本日御審議いただく支援計画でございますが、昨年度に策定しております。関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かで実行性のある取り組みを進めるために、皆様に御審議をいただき、策定したものでございます。計画期間は国の第4次犯罪被害者等基本計画と整合を取りまして、令和7年度の単年度計画、今年度1年限りの計画となっております。このため、今年度中に第2期計画を策定する必要があります。

近年、国の方では、警察庁が「地方における途切れない支援の提供体制の強化」ということを打ち出しており、国の第5次基本計画の検討資料にも関連する取り組みが盛り込まれているところでございます。県では、こうした議論を踏まえまして、今年の1月から関係機関が集まり、支援策を検討する会議を複数回行ってまいりました。こうした試みは、計画策定を通じて得られた知見や繋がりがあったからこそ実践できたと考えております。

本日も県警本部からは、犯罪被害者支援室の職員が同席しており、知事部局と緊密に連携し、業務に取り組んでいるところでございます。本日の審議会では、こうした取り組みを盛り込んだ第2期計画の中間案を御審議いただくこととしております。

また、明日からでございますが、パブリックコメントを1か月間行いたいと思っております。さらに、10月27日には、県議会の常任委員会で集中審議を予定しております。計画の策定に当たっては、多くの皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

本日、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○司会

定足数について御報告いたします。本日は、9名の委員中、7名の方に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開となります。ただし、令和6年度第1回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の3分の2以上の多数で決定した場合は、非公開とするという扱いとさせていただいておりました。本日、事務局といたしましては、議事に不開示情報は含まれていないという認識であることから、公開として進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

## ○司会

ありがとうございます。本日、大坂委員、小原委員から欠席の御連絡をいただいております。

それでは、議事にまいります。ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

## ○佐々木会長

ありがとうございます。それでは早速、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の議事の審議事項、宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)の中間案について、事務局から御説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、「宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)の中間案」について、御説明申し上げます。前回の審議会でも申し上げたとおり、今年度は、犯罪被害者等支援計画(第2期)を策定する必要がございまして、本日は、計画の中間案について御審議いただくこととしております。

まず、資料の御説明をいたします。資料1は、県の計画と、国の「犯罪被害者等基本計画」を比較した資料です。資料2は中間案の概要、資料3は新旧対照表、資料4は中間案の全文です。また、参考資料が2点ございます。

はじめに、資料1「宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案の構成比較」を御覧ください。

この資料は、左端から、国の現行の第4次計画の構成、国が検討している第5次計画の構成、県の計画の構成、右端が県の条例の構成となっております。県の計画は、現行の第1期計画と、第2期計画の中間案どちらも同様のものとなっております。

まず、国の第4次計画と第5次計画を御覧ください。国の計画では、章立てに大きな変更はないものの、「具体的施策」の名称を変更するようございます。

第4次計画は、犯罪被害者等基本法との整合をとるために、法律の条項に則って項目が整理されていましたが、国の資料によれば、第5次計画は、施策の内容に応じ、組替や名称変更を行うようです。

例えば、「第1 損害回復・経済的支援等への取組」の具体的施策2から4は、第4次計画でそれぞれ「給付金の支給に係る制度の充実等」、「居住の安定」、「雇用の安定」としていたものを、第5次計画では、それらをひとまとめにして、「犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策」とするとの案が示されています。

次に、国の第5次計画と、県の計画を御覧ください。第5次計画の方針を受け、県の計画における「14の基本的施策」の名称をどうするか検討いたしましたが、県としては、現行の名称や体系を維持することが妥当であると考えました。

その理由としては、現行の計画は、策定から1年も経過しておらず、名称の変更が被害者支援に資するかどうかの評価が難しいこと、現行の名称は、資料右側の条例の規定に則っていること、施策の連続性の観点からは、可能な限り同様の名称を用いたほうが良いことの3点でございます。

したがって、当面は現行の「基本的施策」を維持し、今後必要に応じて変更を加えていくことが妥当であると考えます。

次に、資料2を御覧ください。こちらは、中間案の概要でございます。内容は、現行計画と大きな変更はございませんが、計画期間については、第1章(3)のとおり、国の第5次計画の期間が5年間と見込まれるため、これと整合をとり、令和8年度から令和12年度までの5年間に設定いたします。

また、新たな計画のポイントとして、裏面を御覧ください。第4章「犯罪被害者等を支える14の基本的施策」の「基本目標3」の「基本的施策7」において、「重層的支援に向けた支援体制の構築」に取り組むことといたしました。

この「重層的支援に向けた支援体制の構築」については、資料3の新旧対照表32ページを御覧ください。

これは、県、犯罪被害者等が居住する市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れないう支援を行うというものです。

こちらに記載の会議体が既存の連絡協議会と異なるのは、一般的な情報共有や事業承認などではなく、個別具体的なケースを検討するケース会議であるという点です。例えば生活支援については、これまで連絡協議会の枠組みなどを活用し、警察などが関係機関や居住地の市町村につなぐ支援を行っておりましたが、重層的支援では、市町村も含む関係機関が集まり、漏れが生じないような支援施策を検討するというものです。

資料3では、重層的支援のほかにも、施策の追加や移動、データの更新などを整理しております。施策については、年次報告の取りまとめの成果を活かした反映が主となっておりますので、説明は省略いたします。

資料4は、新旧対照表を反映した計画の全文となっておりますので、こちらも説明は省略いたします。

次に、参考資料1「犯罪被害者等理解の基礎となる教育の状況」を御覧ください。この資料は、前回の審議会において、教育の重要性に関し、「児童生徒の心の中に根付くような関わりを啓発できるようなものはないか。」という御意見を受けまして、教育現場ではどのような取組をしているのか、整理したものです。

小学校、中学校、高等学校においては、学習指導要領を踏まえ、道徳や特別活動の際に、「親切、思いやり」や「自他の個性の理解と尊重」等を教育する時間が設けられております。警

察等による「命の大切さを学ぶ教室」等の特別な機会は、これらの時間も活用しながら、各学校が個別に実施しております。

具体的な内容や時間数につきましては、下の表のとおりです。例えば、小学 6 年生は年間 70 時間、道徳や特別活動の時間に充てられています。

資料にはございませんが、6 月に利府中学校で「命の大切さを学ぶ教室・交通安全に関する講話」が行われ、利府町教育委員会に問い合わせたところ、道徳の授業で実施したとのことでした。

児童生徒の心の中に働きかけるような取組は、犯罪被害者等の支援の枠組みのみで対応できるものはございませんが、事務局としても、制度としてこうした時間が設けられていることを改めて認識いたしました。引き続き、教育との連携を図っていきたいと考えております。

最後に、参考資料 2 の策定スケジュールを御覧ください。前回の審議会でも御説明しましたが、今後パブリックコメントを行い、来年 1 月 29 日の第 3 回審議会で「最終案」を御審議いただく予定です。

本議事についての説明は以上です。

#### ○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局の方から説明がございましたが、この説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

#### ○八島委員

資料 3、新旧対照表の 23 頁の No.5「再被害防止対策」について、中間案では、「また、被疑者・被告人の再犯防止のため、更生保護などの支援体制を活用し、生活環境の調整を行います。」との文言が追加されています。

再犯防止のためには必要なものであると理解していましたが、やはり、被害者遺族からすれば、なぜそこに加害者の支援という言葉が出てくるのかということに対して非常に違和感を覚えます。必要なことであるとは頭では理解できますし、再犯があつてはならないのは当然のことであると思いますので、これを否定するわけではないですが、違和感があるということだけ申し上げておきたいと思います。

#### ○佐々木会長

貴重な御意見ありがとうございます。翠川委員はどのようにお考えでしょうか。

#### ○翠川委員

被害者支援活動をしている中では、計画に「支援」という言葉を用いるかどうかということは抜きにしても、被疑者・被告人が社会に戻れるようにするという意味での支援は必要であるとは感じます。

御遺族からすると、加害者を「支援」するということに対して非常に違和感があるということはもっともだと思います。理念の部分とそれに対して表現をどうするかという問題であると思います。

○菅原委員

被害者としての思い、御意見であるということはよく分かりますが、被害者支援というのは、究極的には一体何を目指すべきなのであろうかということであると思います。被害者だけが救われれば良いということではなく、将来的に再犯のない安全で安心な社会を作ること、それが被害者にとっても望むべき社会の姿なのではないかと思います。

そうであるならば、加害者が更生して、この社会で、被害者や一般市民が安全・安心に暮らすことこそが究極の目的であると思います。

ですので、被害者遺族としての感情は分かりますが、やはりそこは理性で考えていただきたいと思います。理性で考えれば、究極的には目指すところは同じなのではないかと思います。

○佐々木会長

事務局はどのようにお考えですか。

○事務局

両面の方からの御意見をいただきました。第1回の審議会において、年次報告を取りまとめた過程も含めて、「再被害防止対策」を担当している課とやり取りを行った結果、このような記述になっております。

只今、改めて御意見を頂戴しておりますので、それを踏まえ、再度担当課とやり取りをして、どのような記述にするかということについて検討いたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。該当の文章を読むと、わざわざ「支援」という言葉は入れず、「更生保護などの体制を活用し」でも良いのかなという気もいたします。

やはり、被害者感情というのは大事な部分ですし、支援されなければならないのは自分たちなのに、なぜ加害者を支援しなければならないのかという気持ちも当然あると思います。

もちろん、再犯防止の対策は必要ですが、そこに「支援」という言葉を入れなくても、意味としては内包されているという気がいたしますが、八島委員はいかがでしょうか。

○八島委員

私には違和感があるというだけです。ただ、必要なことであるとは思います。

○佐々木会長

大事な御意見だと思いますので、事務局でその辺をよく読み直して、適切な表現にしていただければと思います。気持ちはおそらくどちらも同じであると思いますが、表現によって受ける印象が違うというところだと思います。

○小山委員

おそらく、「支援」という言葉が並行的に使われる所以、感情的にも誤解されるのではないかと思います。この計画では「支援」という言葉そのものが非常に重い意味を持つ言葉ですから、今回は神経を使っていただきたいと私は思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。御意見を踏まえて、事務局は対応していただければと思います。

○翠川委員

資料 3、新旧対照表の 32 頁に記載の「重層的支援」について、これは連絡協議会とは違つて、また別に何かを作るというイメージなのでしょうか。どのようなものを想定されているのかを教えていただければと思います。

○事務局

こちらに記載の会議体とは、県、市町村、警察、支援センターの四者が中心になって、個別事案毎のケース会議を通じて、被害に遭われた方がどのような支援を必要としているのかということについて漏れなく洗い出して、実際の支援につなげていくというものです。

部長挨拶で申し上げました通り、今年 1 月から数件の事案で、こうしたケース会議を行っております。市町村も参画することによって、市町村で行う支援等を速やかに受けていただける等、迅速な支援に繋がったような事例もございますので、県としては、そういうものを形にしていきたいと考えております。

具体的には、要綱等で会議を設置し、個別事案毎に、どういった機関を招集するかというところ等を検討しながら進めていくという形をとることを考えております。

○翠川委員

常設の会議体があって、定期的に会議を開催するということではなく、事件が発生したら、被害者等が居住する市町村も交えてケース会議を行うというイメージですか。

○事務局

御指摘のとおりです。これまでのケース会議においても、実際の事案があって、どういった支援が必要かという点で議論を重ねてきておりますので、翠川委員がおっしゃるようなイメージで進めていきたいと考えております。

○佐々木会長

ありがとうございます。今まで各機関がそれぞれやってきたことを、これからは一緒に集まって行うあたりが新しくなったところでしょうか。

○事務局

御指摘のとおりです。まずは相談を受けたところが中心になりますて、これまで様々な支援に努めてきておりますが、今回、そこに市町村等も加えながら、必要な支援が行き届くような体制を構築することを考えております。

○小山委員

今、ケース会議によって支援内容を決めるとおっしゃいましたが、例えば、以前送っていただいたリーフレットをみると、実際にそこに書かれている機関に相談したら何が分かるのだろうかという点については、細かすぎて分かりにくいものがあります。これらのリーフレットについても、少

し内容を変えていくということになりますか。

#### ○事務局

これらのリーフレットについては、年度毎の予算に応じて作成しております。当然、必要に応じて内容を改めるところが出てくると思いますし、都度、更新はさせていただいております。

これまでお話をさせていただいたことも含めて、何か反映すべき点があれば、そういう点も盛り込んでいきたいと考えております。

#### ○佐々木会長

リーフレットの内容については、全てすごく良いのですが、様々な種類があるというのは、逆に弊害かと思うことがあります。

何か犯罪被害に関することで困ったことがあった場合に、いわゆるワンストップ型の「何でもここに、とにかく相談すれば良い。」という窓口が1つあると良いと思います。

リーフレットは既に様々な種類がありますが、とりあえずここに連絡すれば、その時の状況に応じてどこにでも繋いでもらえるというのが被害に遭われた方にとっては良いのかなと思います。

犯罪被害に遭った人は、どうしたら良いか分からず立ち尽くしているわけです。様々なことを選んでいるという余裕のある状況ではないと思います。様々な窓口がありすぎるというのは、逆に大変かなという気もいたします。

#### ○小山委員

テレビコマーシャルでは、電話番号が表示されており、「相談は〇〇法律事務所へ」という廣告をよく耳にしますよね。これが一番分かりやすいと思います。

佐々木会長もおっしゃいましたが、リーフレットを見た時に、支援機関があまりにも沢山あり、複雑で、自分がいざそのような立場になった時に、何を見てどのような判断をすれば良いのかについて、リーフレットの中身を見てもよく分かりませんでした。

ですから、窓口は1つ。そこから、ケース会議、あるいは個別相談をすることがあるだろうと思いますが、もう少し丁寧に入り口の部分を考えていただけたら良いのではないかと思います。

#### ○菅原委員

私は少し違う意見です。被害事案というのは全て個別事案です。例えば、今は虐待であれば児童相談所、DVであれば女性相談支援センターが中心になって支援を行っているほか、犯罪被害であれば被害者支援センターや、事件であれば警察等がそれぞれ対応しています。

その時に、最初から1つの窓口に相談するよりも、各機関に各分野に精通した人たちがいるわけで、まずは端緒となる各相談機関が内容をお聞きして、その内容を受けて、複合的に多機関の支援も必要となった場合に、今、事務局が考えておられるような重層的な場に繋いでそちらでコーディネートするという方が良いのではないかと思います。

相談段階から窓口を1箇所でということになると、児童に関する相談にしても、DVにしても、全てに精通した人たちを1箇所に、一堂に会することは、常にできるわけではないと思います。ですから、各機関が個別に相談を受けて、そこで重層的な支援が必要と判断した場合には、コーディネートを行う機関に依頼をして、迅速に連携を取るといった方法の方が、より各事

案に精通した人たちが端緒となって関わることができる点で、より良い方法なのではないかと思います。

#### ○佐々木会長

この点については様々な考え方があると思いますので、それぞれに全て合わせるというのは難しいことであるとは思いますが、こういった御意見もあるということで事務局には検討していただければと思います。

#### ○松本委員

今回、参考資料1「犯罪被害者等理解の基礎となる教育の状況」において、教育についておまとめいただきましてありがとうございました。学校内でどういった取り組みが行われているかということを見る形で整理していただきました。

小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じて、子供たちの心や理解力は向上していきます。そこでいかにして道徳心、倫理観を育てていくかという点、学校の先生方は、被害者支援もする一方、悪さをしないようにするというような指導的な面もあって、双方の立場で教育を行っていると思います。

我々の経験から言えば、授業の中でというよりも、学級内で起きた様々なトラブル、暴力やいじめ等があった時に、教員がどのように見つけて、それに対する個別指導や全体指導の中で、どのように声かけをしていくかということが最も重要な場面だと思います。指導を行う我々教員の方も、一層心を研ぎ澄まして取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○堀毛委員

先ほどのリーフレットの件について、2つの意見というか感想があります。

確かにリーフレットの内容として沢山の情報が入っていると、非常に見にくいと思います。現状のリーフレットは丁寧に書き込んでいただきすぎて、パッと見にくいというところがあるかと思いますので、困っている方が見やすい、あれこれ考えなくとも良いような表現、シンプルにしていただく方が良いという点では小山委員に賛同するところです。

一方で、支援が必要な方が見たときに、「ここにしようかな。」という風に選べるということもとても大事だと思いますので、菅原委員がおっしゃるように、問題の質に応じて相談先を選んでいただき、サポートの時に重層的な支援を提供できるという形にできれば非常に良いと思います。様々な相談先があるということも、選ぶ側からすると良いことではあると思います。

#### ○佐々木会長

ありがとうございます。事務局には、その辺を汲み取って対応していただければと思いますが、これ以上、御意見がないようでしたら、犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案については、本日の意見を基に、少し手を加えていただいてまとめるということでよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

では、よろしくお願ひいたします。その他、何かございますか。

## ○八島委員

本日も県警の方がいらっしゃるのでお話をします。

先日、私の友人と話していた中で、同級生なのですが、「今度の免許更新を最後にする。来年、後期高齢者になるので、今回だけ更新して、あとは更新しない。」と言っていました。私が「車がないと不便ではないか。」と聞いたら、友人は「不便なのだけれども、他の人に迷惑かけないで運転できるかどうか自信がない。だから、今回更新して、あとは辞める。」と言っていました。

また、その友人は「高齢者の事故が多い。マスコミによる報道あるいは警察に届出されるようなものだけではない。この間も、どこかのおばあちゃんが運転する車が逆走ってきて危うくぶつかりそうになった。そういったことが他にも多くあると思う。免許を取得できるのが 18 歳からというルールがあるのであれば、終わりについても年齢制限をかけたら良いのではないか。」とも言っていました。

私はもっともだと思いました。確かに個人差があって、私も運転が上手な方ではないと思ってるので、早いうちに辞めようかとは思いますが、運動神経が良い人、悪い人はどこにでもいますし、若い方でもいますよね。18 歳で免許を取得できるのであれば、その時に上手な人とそうでない人がいるはずです。ですから、高齢者でも運転が上手な人はいるとは思いますが、免許の年齢制限を 80 歳にするか、85 歳あたりにするか等について考えることができます。

私にも日頃から車を運転している友人が 2 人おりますが、いずれも 86 歳です。友人の話を聞いた時に、どこかで線を引くということはあって然るべきではないかと思ったものですから、警察内部でそういった話が出ているのかどうかということをお聞きしたいなと思いお話ししました。よろしくお願ひいたします。

## ○警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

御指摘のあった年齢により免許の取り消し制度を導入するかという議論に関しては今のところ県警の方で検討しているところはないと思います。

現状の取り組みといたしましては、例えば、御家族に対して警察から運転の危険性などを伝達し、御家族の方から本人に伝えてもらうといった取り組みはしているところですが、確かに、八島委員がおっしゃる通り、高齢者の事故は近年増えているところですので、こうした状況等も踏まえて、今後また議論していくのではないかと思います。

## ○佐々木会長

ありがとうございます。確かに個人差があって、それぞれの生活環境の中で、どうしても車がないと暮らせない方たちもいらっしゃるでしょうし、大変大きな問題だと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

## ○事務局

佐々木会長、御進行ありがとうございました。次回の審議会でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、令和 8 年 1 月 29 日(木)を予定しております。日程が近づきましたら、また改めて御案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。以上で本日の犯罪被害者等支援審議会を終了いたします。ありがとうございました。